

新奈良県環境総合計画（改定案）の概要

1. 目的

新奈良県環境総合計画は、環境問題の態様の変化や内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築するとともに、次の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいくため、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的として、平成 18 年度（2006 年度）～平成 27 年度（2015 年度）までの 10 ヶ年計画として策定しました。

その後 7 ヶ年が経過したこと、また東日本大震災を契機に社会情勢が大きく変化したことから、現状と課題を改めて分析し、当面重点的に取り組むべき事項を再整理することとしました。

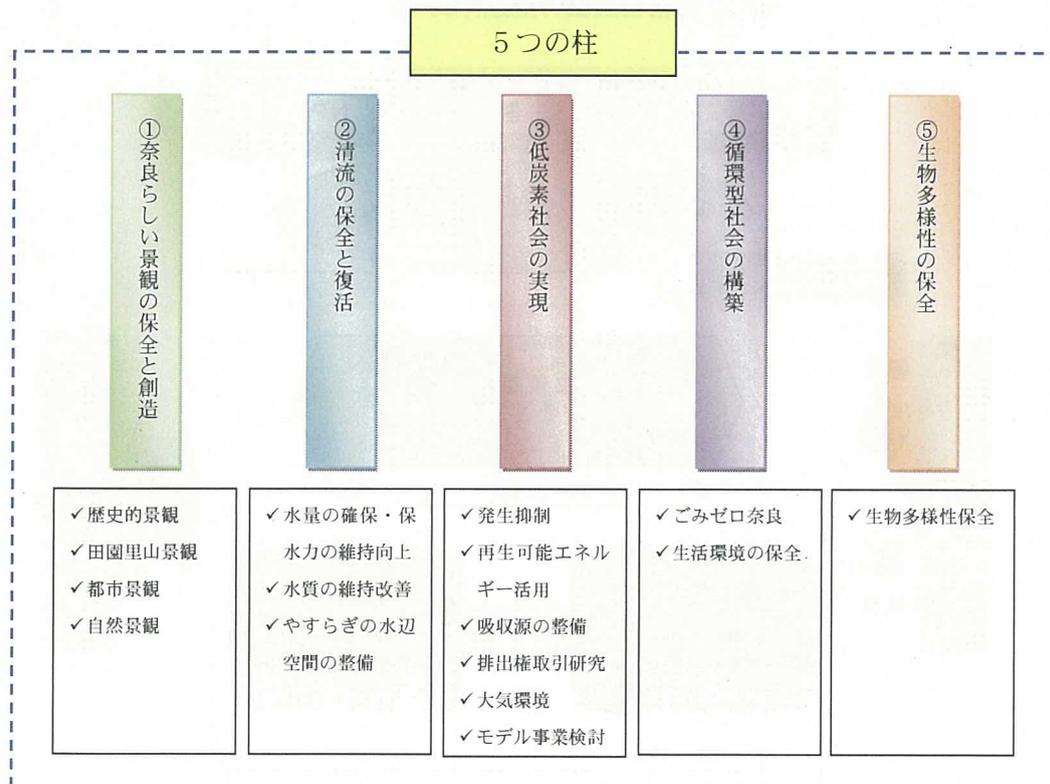
2. 基本理念

『豊かな自然と優れた歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生』

3. 計画の性格（位置づけ）

「奈良県環境基本条例」第 10 条に規定する、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた基本計画であるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 3 項に規定する地方公共団体実行計画、及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第 8 条に規定する行動計画として位置づけます。

4. 基本目標と環境施策の展開 … 詳細は「別添参照」



5. 環境施策の視点

- (1) 行動の価値判断に「環境」を優先（「きれいに暮らす生活スタイル」の推進）
- (2) 環境への影響の未然防止
- (3) 多様な手法を活用した環境配慮の推進
- (4) 環境との共生を基本とした生物多様性の保全
- (5) 地域の風土や文化的遺産の活用
- (6) 各主体の自主的な取組と連携の推進

6. 取組期間

平成26年度～平成27年度（2年間：現計画の残期間）

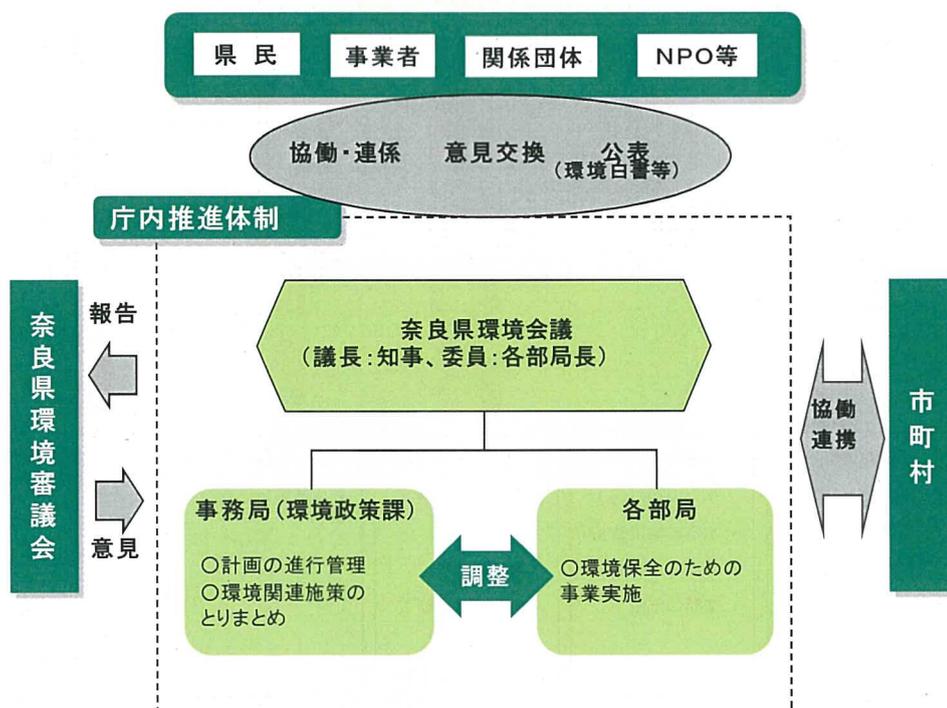
7. 計画の推進

(1) 推進体制

環境保全活動を積極的に行っている県民団体や事業者等で構成され、県の環境保全活動の先導的役割を担っている「奈良県環境県民フォーラム」等との積極的な意見交換を行い、県民事業者等の自発的な活動の促進を図ることによって、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。

一方、県の内部においては、環境問題についての基本的かつ総合的な施策を審議し、その施策の効果的な実施の推進を図るための庁内組織として設置した「奈良県環境会議」において、環境総合計画の進捗状況の把握や必要な連絡調整を行い、計画の推進を図ります。

◆ 環境総合計画の推進体制 ◆



(2) 計画の進行管理

進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルで行い、施策の進捗状況等の点検評価の結果については「奈良県環境審議会」へ報告するとともに、奈良県環境白書等で公表します。

I 奈良らしい景観の保全と創造

現状と課題

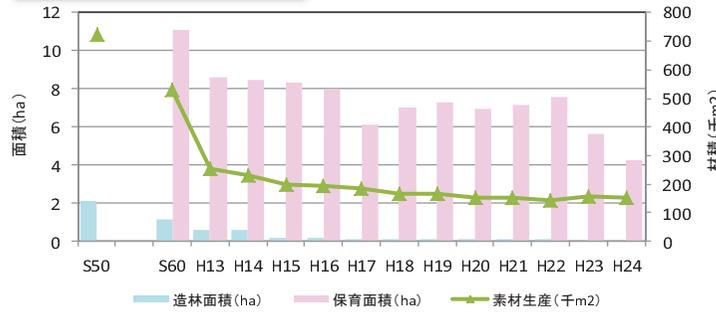


図1 奈良県における林業生産活動の推移

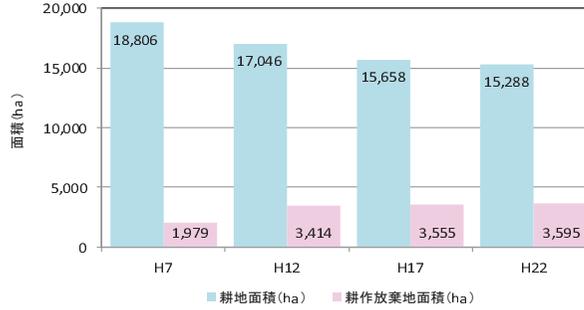


図2 奈良県における耕地耕作放棄地面積の推移

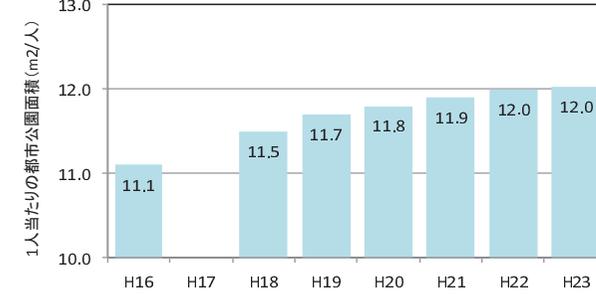


図3 奈良県における県民1人あたりの都市公園面積の推移

課題

(田園(自然)・里山)

森林や農地の持つ公益的機能の維持増進のため、放置森林や耕作放棄地の解消等が課題。

(歴史的景観)

史跡や世界遺産周辺地域、歴史的まちなみの中に、一部不調和な建築物・建造物が混在しているため、本県が誇る歴史的文化遺産の保全に配慮したまちづくりの推進が必要。

(都市)

都市公園は、都市で生活する人々の憩いの場であり、また騒音などの公害緩和や災害時の避難場所ともなることから、歴史的文化遺産と調和した、緑地空間の確保が必要。

また、市街地における無秩序な屋外広告物や周りの建物と調和しない色彩の建造物立地による景観への悪影響が課題であり、適切な規制・誘導が必要。さらに、植栽景観について、花の名所の魅力低下や雑木等による景観阻害等が見受けられ、その向上に向けた取組みが必要。

現状

(田園・里山)

森林は、木材等の生産のみならず、水資源のかん養、土砂災害の防止、自然環境の保全形成、健康・文化・教育的利用など多くの公益的機能を有しているが、木材価格の低下により、生産コストに見合う収益が見込めないことから、素材生産・造林・保育などの林業生産活動が減衰し、森林の荒廃及び放置森林が増加。さらに、集落周辺の里山は薪炭林等として利用されなくなったために荒廃し、クズなどの蔓草に覆われたり竹林化するなど景観を損なう要因となっている。

また、自然環境の維持、農村景観の形成などの多面的な機能を有する農地については、耕作放棄地面積が増加。

(都市)

都市公園は、平成23年度末で、全体で2,230箇所、総面積1,655.62ha、県民1人当たりの面積は12.03m²/人(全国平均9.84m²/人)であった。

美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かなくらしの創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例(平成21年3月27日)及び奈良県景観計画(平成21年5月1日)を定め、平成21年11月1日に全面施行した。

施策展開

(1)歴史的景観の保全

①歴史的景観の保全

- ・文化的景観の保護の検討
- ・歴史的風土保存買入事業による土地の買入れ
- ・文化財の現状調査・指導、維持・管理・修理等支援など
- ・世界遺産の適正な保管理、新たな世界遺産の登録推進
- ・歴史的景観保存地区での無電柱化の推進
- ・歴史的町並みに配慮した街路整備
- ・歴史的町並み・町家等を活用したエリアマネジメントの推進
- ・植栽による景観の向上

(4)自然景観の保全と再生

①自然公園の保全

- ・自然公園法、県立自然公園条例の適正な運用
- ・自然環境保全条例の適正な運用

②自然環境の再生

- ・美吉野の景観づくり、吉野山桜樹林の再生、大台ヶ原の森林生態系の再生

(2)田園・里山景観の形成と活用

①田園・里山景観の形成

- ・優良農地の保全
- ・耕作放棄地の解消・活用
- ・棚田地域の保全と活用
- ・里山づくりの推進
- ・水路やため池の周りの整備等
- ・植栽による景観の向上(再掲)

②田園・里山景観の活用

- ・「歩く・なら」の推進
- ・奈良の眺望と食材を活かした地域づくり(眺望のいいレストラン)

③機能区分に応じた適切な森林の整備・保全

- ・環境保全林の整備
- ・なら彩り森林景観の整備
- ・施業放置林の公的関与による強度間伐等の実施
- ・里山づくりの推進(再掲)、なら森林ふれあいルートの整備

(3)都市景観の創造

①都市・沿道景観の形成

- ・景観住民協定認定制度・景観資産登録制度の推進
- ・奈良県景観計画による建築物の外観等についての規制誘導
- ・景観づくりの推進、地区計画の促進、市街地での無電柱化の推進
- ・広域幹線道路の交差点周辺の屋外広告物規制の強化
- ・市町村景観計画の策定促進
- ・まちづくりアドバイザー制度の活用 など

②憩いのある緑の空間の創造

- ・生活環境に溶け込む身近な緑地の保全と創出
- ・市町村による住区基幹公園の整備
- ・公共施設での花いっぱい運動の実施

③緑を育てる仕組みづくり

- ・緑を育てる県民意識の向上 など

④市街地内農地の活用

- ・生産緑地の保全、市民農園の整備

⑤住民による景観美化運動の展開

- ・親切・美化奈良県民運動(クリーンなら)等の推進 など

II 清流の保全と復活

現状と課題

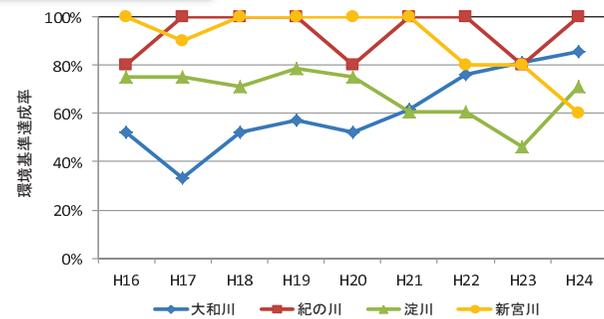


図1 奈良県における水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

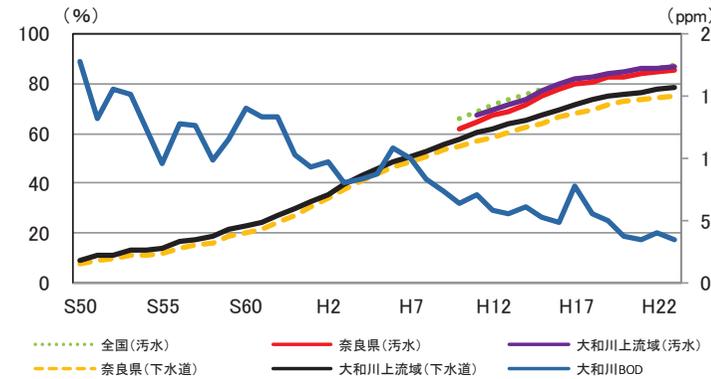


図2 奈良県における汚水処理人口普及率、下水道普及率及び大和川BODの推移

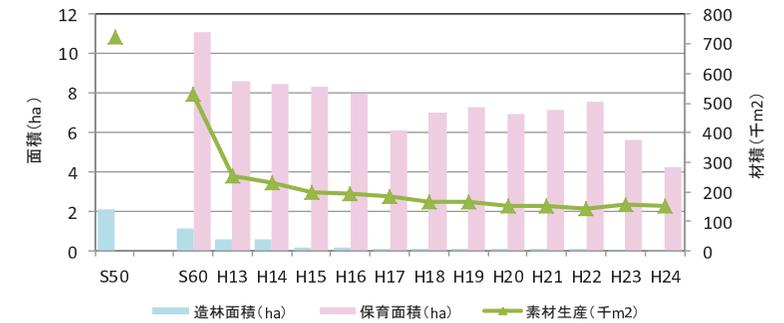


図3 奈良県における森林生産活動の推移(再掲)

現状

健康項目(カドミウム、ヒ素等27項目)については、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成した。また、生活環境項目(代表指標:BOD値)については、下水道等整備の進捗とともに、BOD値は改善傾向にあり、特に紀の川水系では環境基準達成率100%をほぼ達成しており、大和川水系においては、上昇傾向が続き、平成24年度には86%の達成率となった。一方、淀川水系では、一旦は悪化したものの、近年は回復傾向にあり、また新宮川水系では、環境基準達成率は60%にまで低下したが、これは平成23年度に発生した台風被害の影響が寄与しているものと推測される。

また、本県では、森林環境を保全し、公益的機能(水資源のかん養など)の維持増進を図るため、平成18年度から森林環境税を財源として、施業放置林の間伐を実施し、施業放置状態の解消に努めている。これにより一定の効果は得られたが、施業放置林は未だ相当面積あり、公益的機能のさらなる向上が必要である。

課題

本県における河川等の水質汚濁の主要因は生活排水と考えられるため、下水道や合併浄化槽等の汚水処理施設の整備(汚水処理人口普及率の向上)や住民への普及啓発など、**生活排水対策の一層の推進**が必要。また、瀬切れなどによる水質悪化等を防ぐため、森林の公益的機能の維持・推進や環境用水導入等により**河川水量の確保**が必要。さらに、水質改善とともに、人々がやすらぎを感じられる**水辺空間づくり**が必要。

施策展開

(1) 水量の確保と保水力の維持・向上

- ① 森林の保水機能の維持・回復
 - ・森林区分に応じた適切な森林整備の推進
 - ・定期的な間伐等の森林整備
 - ・森林計画の策定、適切な森林管理の推進
- ② 都市・農村における保水力向上
 - ・流域対策のモデル的推進と情報提供(見える化)
 - ・歩道等における透水性舗装、雨水貯留浸透設備の整備
 - ・農地の保水機能の保全
 - ・ため池の保水機能の活用と保全
- ③ 環境用水の検討
 - ・環境用水導入の検討
- ④ 瀬切れ対策の推進
 - ・「吉野川瀬切れ対策連絡調整会議」による連絡調整・改善施策の実施
- ⑤ ダムの弾力的運用
 - ・ダムの段階的な放流の検討



(2) 水質の維持・改善

- ① 生活排水対策の推進
 - ・単独浄化槽の撤去、合併浄化槽の設置促進
 - ・下水道管渠の整備と速やかな接続の促進
 - ・ポスティングによる重点的な啓発
 - ・廃食油の適正な処理、アクリルタワシの利用啓発等
- ② 大和川の水質改善
 - ・情報発信による水質課題の見える化の推進
- ③ 清流吉野川の保全
 - ・浄化槽の設置促進
 - ・吉野川流域市町村での環境教育(川の教室)
- ④ 流域・地域と連携した水質保全対策の推進
 - ・公共用水域測定計画に基づく監視測定と河川の巡視・清掃
- ⑤ 工場・事業所等の排水対策の推進
 - ・公害防止協定の締結・遵守状況の把握・指導
 - ・農薬・化学肥料の適正使用・使用量の削減
 - ・家畜排せつ物の適正管理の指導
 - ・ゴルフ場における農薬の適正使用等の指導・監視

(3) やすらぎの水辺空間の整備(里川の再生)

- ① 川辺のまちづくり
 - ・河川空間を軸としたまちづくり
- ② 守水による里川づくり
 - ・地域が育む川づくり事業の推進
 - ・「奈良県山の日・川の日」を通じた啓発
- ③ 水辺環境の保全
 - ・ため池での親水施設の整備
 - ・都市公園を利用し、生物の生息・生育環境となる水辺を保全
- ④ 自然に配慮した河川整備
 - ・多自然型の河川環境づくり(瀬・淵の整備、水辺・護岸の緑化等)
- ⑤ 多様な生物が見られる水辺づくり
 - ・自然に配慮した川づくり
 - ・ホタルの飛翔情報の提供



Ⅲ 低炭素社会の実現

現状と課題



図1 奈良県におけるエネルギー起源CO2排出量の推移 (排出係数: 固定)

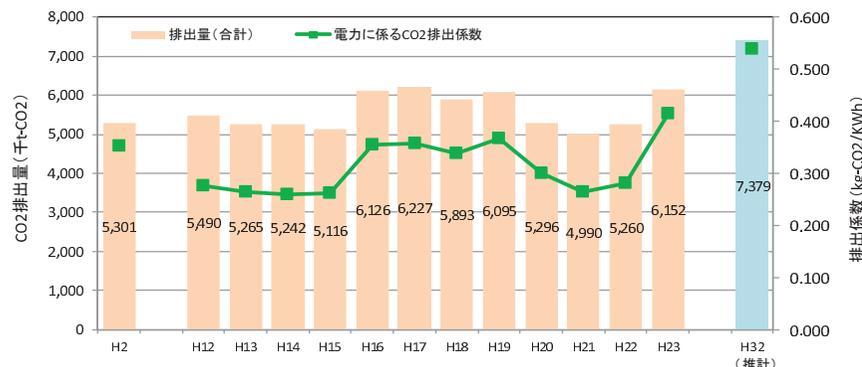


図2 奈良県における温室効果ガス排出量の将来予測 (排出係数: 変動)

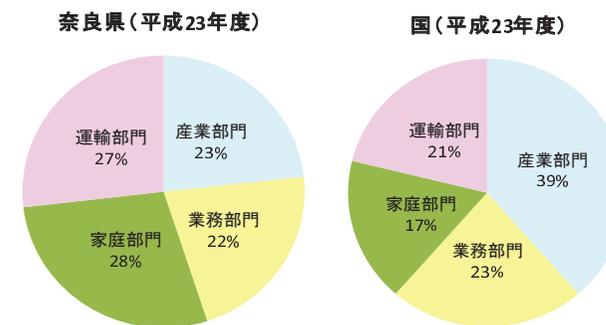


図3 部門別温室効果ガス排出割合 (排出係数: 変動)

現状

H23(2011年度時点では、本県の目標である、「エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量をH27(2015)年度までにH12(2000)年度比20%削減」は、困難な状況。(H23(2011)年度で、H12(2000)年度比約6.1%減: 排出係数: 固定)

今後、温室効果ガスの排出量削減のための対策を講じなかった場合、奈良県の温室効果ガスの排出量は、増加し続け、H32(2020)年度時点では、7,379千トン-CO2(H17(2005)年度比約18.5%増)となることが予想される。

※条件: 原発ゼロ(COP19における国の考え方)、経済成長率2%を想定

課題

今後一層の温室効果ガスの削減に向け、排出割合が大きく、かつ横ばい傾向である家庭部門を中心に、積極的な**節電・省エネルギーの推進**、**再生可能エネルギーの高度利用**や**設備導入の促進**が必要。また、併せて森林県である本県の特徴を活かし、**二酸化炭素の吸収源対策**の積極的な推進が必要。

また、自動車排ガス対策等の**大気汚染対策**は、二酸化炭素排出量抑制や温室効果のある対流圏オゾン(光化学オキシダント)の発生抑制の観点からも、その対策推進が必要。

施策展開

(1) 温室効果ガスの排出削減

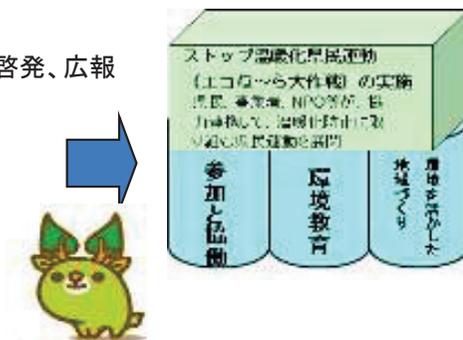
- 排出削減に向けた総合的な取組み(県民運動の展開)
 - 「奈良県地球温暖化防止活動推進センター」による情報提供、啓発、広報
 - 地球温暖化防止活動推進員・民間団体の活動支援
 - 「奈良県環境県民フォーラム」による取組み
 - CO₂の「見える化」の取組み など

(2) エネルギーの効率的利用

- 改正省エネ法によるエネルギー管理の適正化の普及啓発
- 地域協議会等を活用した普及啓発等
- 県の率先取組
- 公共交通機関の利用促進、エコドライブの推進 など

(3) オゾン層保護

- フロン回収破壊法に基づく回収・破壊システムの的確な運用
- オゾン層保護に向けた普及啓発



奈良県エコキャラクター「な〜らちゃん」

(5) 大気環境の保全

- 工場・事業所等の固定発生源対策
 - 大気汚染防止法等に基づく監視・指導
- 自動車等の移動発生源対策
 - 公共交通機関の利用促進(再掲)など

(2) 再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーの活用
 - 家庭用太陽光発電設備の設置促進
 - 公共施設への率先導入
 - 再生可能エネルギーに関する情報提供 など
- 木材及び木質バイオマス利用の推進
 - 重油代替燃料としての木質バイオマス導入促進 など

(3) 二酸化炭素吸収源の整備

- 健全な森林の整備
 - 施業放置林の公共関与による強度間伐等の実施
 - 長伐期林・複層林への誘導
- 保安林等の適切な管理と保全
 - 森林機能が低下した保安林の計画的整備
 - 制度の円滑な運用による保安林の適正な配置と管理・保全 など
- 光化学オキシダント及び微小粒子状物質対策
 - 大気汚染防止法等による監視・指導及び常時監視
 - 光化学スモッグ緊急対策要領等に基づく異常時対応
- 酸性雨対策

(4) 排出権取引制度・カーボンオフセット制度の調査研究



整備された森林

IV 循環型社会の構築

現状と課題

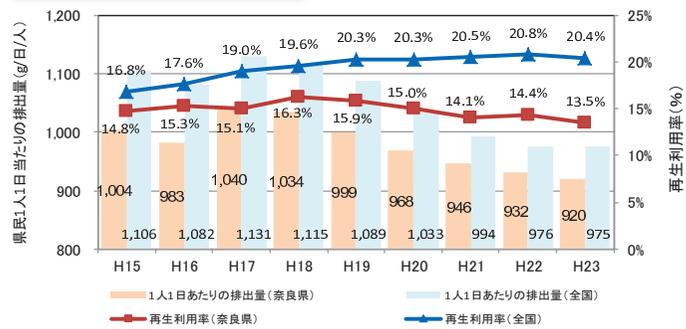


図1 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量、再生利用率の推移

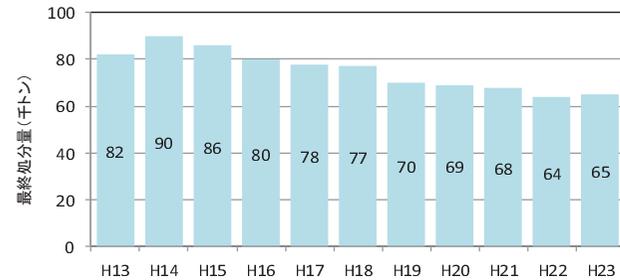


図2 奈良県における一般廃棄物最終処分量の推移

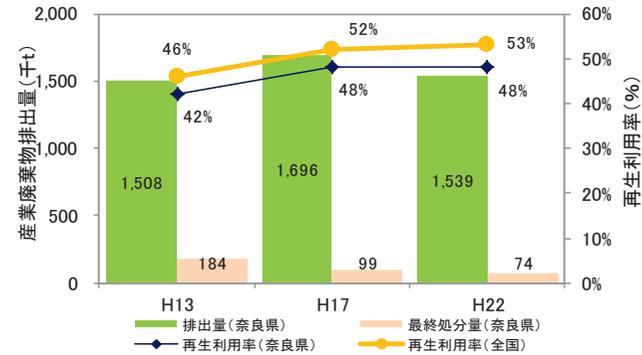


図3 奈良県における産業廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分量の推移

表1 不法投棄・不法焼却の発生件数(件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
不法投棄	24	14	29	14	19	6	10
不法焼却	108	176	143	110	81	67	55

※県景観・環境総合センター、奈良市産業廃棄物対策課による認知件数

現状

本県における県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量は減少(⑱1,034g→⑳920g、全国平均㉑975g)しているものの、再生利用率は低下傾向(⑱16.3%→㉑13.5%、全国平均㉑20.4%)であった。その結果、最終処分量は減少した(⑰78千t→㉑65千t)。

また、産業廃棄物排出量も減少傾向(⑰1,696千t→㉑1,539千t)にあり、再生利用率は横ばい(⑰48%→㉑48%)であるが、最終処分量は減少(⑰99千t→㉑74千t)した。

県内における不法投棄等の発生件数は、監視パトロールの強化や行為者等への指導等により減少傾向にあるものの、手口が悪質・巧妙化するとともに、是正まで長期化する案件も顕在化してきている。

課題

循環型社会の構築に向け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから「最適消費・最小廃棄型」のライフスタイルへの転換を図り、引き続き、**排出抑制、再生利用を促進することで、さらなる最終処分量の削減が必要。**また、不法投棄等の**不適正処理**が依然として後を絶たない状況であることから、さらなる監視体制の強化や関係機関等との連携強化とともに、**不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進**が必要。

施策展開

(1)「ごみゼロ奈良県」の実現に向けた廃棄物対策の推進

①廃棄物の排出抑制の推進

- ・「ごみゼロ生活」の推進(環境にやさしい買物キャンペーン等)
- ・技術・研究開発の促進(排出抑制・減量化)
- ・事業者の自主的取組みの促進(排出抑制・減量化)
- ・ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進(ごみ処理有料化促進など)

②廃棄物の循環的利用の促進

- ・各種リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の促進
- ・廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- ・廃棄物利用の再生製品化・流通促進
- ・技術・研究開発の促進(再生利用)

③廃棄物の適正処理の推進

- ・排出事業者責任の徹底、優良処理業者の育成
- ・産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
- ・有害廃棄物の適正処理の推進
- ・ごみ処理施設の安定的確保、し尿等の処理対策の推進

④廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

- ・県民総監視ネットワークの推進
- ・悪質事案対策の強化
- ・使用済家電等の不適正処理対策の推進
- ・県民参加型の環境美化活動の促進、不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

⑤災害廃棄物対策の推進

- ・災害廃棄物処理の相互支援体制の整備、災害廃棄物処理計画の策定促進

⑥県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

- ・一般廃棄物処理の広域化、災害廃棄物処理対策の推進
- ・廃棄物の減量化・再生利用の推進、不法投棄・使用済家電等対策の強化



廃プラスチックを利用したポリ袋



環境にやさしい買物キャンペーン
(マイバッグキャンペーン)

(2)生活環境の保全

①化学物質対策等

- ・化学物質の総合的なリスク対策
- PRTR法
- リスクコミュニケーションの推進
- 環境リスクに関する情報提供
- ・重点的に進める化学物質対策
- ダイオキシン類対策
- PCB適正処理
- 環境ホルモン対策
- ・アスベスト対策
- ・土壌保全対策の推進

②騒音・振動・悪臭対策等

- ・市町村への助言・連絡調整
- ・主要幹線道路における自動車騒音測定 など

V 生物多様性の保全

現状と課題

現状

奈良県版レッドデータブックによれば、県内で生息が確認された約9,000種のうち、希少な野生動植物は1,115種と全体の12%を占めており、この割合は、全国平均の8%などと比較すると、希少な野生動植物の割合が高くなっている。

平成21年度に「奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定、翌22年度に保護政策の枠組みである「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を本格施行し、希少野生動植物の保護に努めている。

さらに、平成24年度には、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性なら戦略」を策定した。

課題

本県の生態系は、森林・里地里山、河川、ため池、都市部に大きく分類できる。各タイプの生態系において、生きものの生息・生育に適した環境が失われており、生態系ごとに応じた生物多様性保全の取組みが必要。

また、県土の約3分の1を鳥獣保護区その他の規制区域に設定して野生鳥獣を保護しているが、一部の野生動物による農林水産業への被害が増加しているため、**生産活動と保護との調和**が必要。さらに、豊かな生物からの恩恵を将来に渡って享受できるよう、**保護政策の推進**とともに、生物多様性の保全に関する**県民意識の醸成**が必要。

施策展開

(1) 生物多様性の保全

- ① 生物多様性なら戦略の推進
- ② 希少野生動植物の保護
 - ・奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の適正な運用
 - ・保全活動の推進、保全活動を支援する基盤づくり
- ③ 外来種防除の推進
- ④ 野生鳥獣の保護管理
 - ・鳥獣保護計画の見直し、計画的な保護管理の推進
 - ・農林水産業への被害・生態系の攪乱等への対策



(キレンゲショウマ)



(ニッポンハラタナゴ)

連携施策

【連携施策A】環境教育・環境学習の推進

- (1) 環境教育・環境学習のプログラムの整備
- (2) 環境教育・環境学習を担う人材育成と活用
- (3) 環境教育・環境学習の機会と場の提供

【連携施策B】参加と協働による環境保全への取組みの推進

- (1) 県民の環境保全活動の促進
- (2) 民間団体の環境保全活動の促進
- (3) 事業者の環境保全活動の促進
- (4) 連携の仕組みづくり
- (5) 分野別の取組み
- (6) 県の環境保全に向けた率先行動の推進

【連携施策C】環境への取組みを通じた地域づくり

- C-1 環境を活かし、環境に配慮した観光の推進
 - (1) 奈良の眺望と食材を活かした地域づくり(眺望のいいレストラン)
 - (2) 環境に配慮した移動手段の整備
- C-2 優れた歴史的文化遺産の活用
 - (1) 地域の活性化への活用
 - (2) 利用ネットワークの活用
- C-3 豊かな自然とふれあいの推進
 - (1) ふれあいの場づくり
 - (2) ふれあいの機会づくり
 - (3) ふれあいのための人づくり
- C-4 環境ビジネスの振興
 - (1) 産・学・官・民の連携による環境ビジネスの促進
 - (2) 環境ビジネスに対する支援
 - (3) 環境低負荷製品等の市場拡大
 - (4) 地産地消の推進
 - (5) 有機野菜等への取組
 - (6) 県産材需要の拡大

【連携施策D】共通的基盤施策の推進

- D-1 環境影響評価制度の活用
 - (1) 環境影響評価制度の適切な運用
- D-2 正確でわかりやすい環境情報の提供と情報共有の促進
 - (1) 充実した環境情報の提供
 - (2) 環境に関する広聴の充実
- D-3 調査研究の推進
 - (1) 調査研究体制の整備
 - (2) 調査研究の充実